

練馬区立青少年館条例

昭和44年12月12日

条例第35号

最近改正 平成14年3月19日条例第45号

(目的および設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第4号の規定に基づき、区内の青少年の健全な育成を図るため、練馬区に練馬区立青少年館(以下「青少年館」という。)をおく。

(名称および位置)

第2条 青少年館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称 練馬区立春日町青少年館

位置 東京都練馬区春日町四丁目16番9号

2 青少年館に分館をおくことができる。

(事業)

第3条 青少年館は、第1条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

- (1) 青少年のための各種講座、講習、学級および教室等の開設に関すること。
- (2) 青少年の学習に関すること。
- (3) 青少年のための体育およびレクリエーションに関すること。
- (4) 青少年指導者の講習および研修に関すること。
- (5) 青少年の団体の育成および活動の助成に関すること。
- (6) 青少年その他、社会教育関係団体の施設の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。
- (8) その他練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるもの。

(施設)

第4条 前条の事業を行うため、青少年館につぎの施設を設ける。

- (1) レクリエーション・ホール
- (2) 教室
- (3) 和室
- (4) 会議室
- (5) 料理室
- (6) 実習室
- (7) 多目的室
- (8) 視聴覚室
- (9) 学習室
- (10) 音楽練習室

(休館日)

第5条 青少年館の休館日は、つぎのとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 木曜日。ただし、木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。

(2) 1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

2 分館の休館日は、練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める。

（開館時間）

第6条 青少年館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（使用手続）

第7条 青少年館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、別に定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に際し、委員会は必要な条件を付けることができる。

3 第1条の目的のほか、青少年館の管理および運営に支障がないと認められるときは、他の目的に使用させることができる。

（使用料）

第8条 青少年館の使用は、無料とする。

2 前条第3項の使用については、別表に定める額の範囲内で、規則の定める使用料を前納しなければならない。

3 委員会は、特に必要があると認めたときは、前項の使用料を減額し、または免除することができる。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、つぎの各号の一に該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任でない事由により、使用不能となったとき。

(2) その他委員会が相当の理由があると認めたとき。

（使用権の譲渡禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（使用の不承認）

第11条 つぎの各号の一に該当するときは、委員会は使用を承認しない。

(1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 使用者が営利を目的とする事業に施設を利用するとき。

(4) 前各号のほか委員会が必要と認めたとき。

（使用承認の取消等）

第12条 つぎの各号の一に該当するときは、委員会は、使用条件の変更、使用の停止または使用承認の取消しをすることができる。

(1) 使用目的または使用条件に違反したとき。

(2) この条例および委員会の指示に従わないとき。

(3) その他委員会が特に必要と認めたとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により使用を停止され、または使用承認を取り消されたときもまた同様とする。

(賠償)

第14条 使用者は、使用に際し施設および設備に損害をあたえたときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、委員会は賠償を減免することができる。

(青少年館の職員)

第15条 青少年館に事務職員その他必要な職員をおく。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この条例は、練馬区教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和45年1月教規則第1号で、昭和45年1月25日から施行)

2 練馬区立青年館条例(昭和39年7月練馬区条例第31号)は、廃止する。

付 則(昭和48年12月条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年9月条例第35号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表に規定する使用料については、昭和51年12月1日以降の利用に係る分について適用し、同年11月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(昭和56年7月条例第38号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表に規定する使用料については、昭和56年10月1日以降の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年3月条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表に規定する使用料については、昭和60年6月1日以降の利用に係る分について適用し、同年5月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成4年12月条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年3月条例第20号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表に規定する使用料については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成9年12月条例第71号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月条例第45号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立青少年館条例第8条および別表の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）および音楽練習室

| 使用区分 施設 | 午前 9 時から 午前11時 まで | 午前11時か ら午後 1 時 まで | 午後 1 時か ら午後 3 時 まで | 午後 3 時か ら午後 5 時 まで | 午後 5 時か ら午後 7 時 まで | 午後 7 時か ら午後 9 時 まで |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| レクリエーション・ ホール（分館に設け るものを除く。） | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 |
| 音楽練習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 400円 | 400円 | 400円 |

2 1以外の施設

| 使用区分 施設 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|------------------------------------|------------|--------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
| レクリエーション・ ホール（分館に設け るものに限る。） | 2,400円 | 3,200円 | 2,800円 |
| 教室 | 2,100円 | 2,800円 | 2,500円 |
| 和室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,100円 |
| 第一会議室 | 900円 | 1,200円 | 1,100円 |
| 第二会議室 | 900円 | 1,200円 | 1,100円 |
| 料理室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,100円 |
| 実習室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,100円 |
| 多目的室 | 2,100円 | 2,800円 | 2,500円 |